

西宮ブランド発信事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 本市は、伝統、文化、自然、スポーツなど多彩な魅力を持つ都市であるが、日本酒やスイーツをはじめとした食品産業が集積した「食のまち」としての側面も有している。西宮ブランド発信事業は、食分野における観光資源を「西宮ブランド」として広く内外に発信し、「食のまち」である本市の魅力を向上させることによって、本市の都市型観光の推進、地域の活性化及び産業の振興を図ることを目的としている。

本要綱は、同事業の実施経費の一部を補助することに関し、「補助金等の取扱いに関する規則」(昭和58年3月31日西宮市規則第81号。以下「補助金規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(補助対象者)

第2条 同事業の趣旨を理解し、同事業の目的に沿った事業を実施する地域産業事業者等で構成された団体(以下「団体」という。)とする。

(補助対象事業)

第3条 団体が定める事業計画に基づいて実施する事業とする。

(補助対象経費)

第4条 前条の事業を実施するために必要な経費のうち、会場借上げ、設営、広報宣伝等の経費及び市長が必要かつ適当と認める経費とする。

(補助金の交付基準)

第5条 補助金の額は、前条の補助対象経費の合計額の80%以内とし、算出した額に千円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てる。ただし、予算の額を限度とする。

(補助金の交付申請及び実績報告等)

第6条 補助金の交付を受けようとする団体は、補助金規則に基づき交付申請及び実績報告等の手続きを行うものとする。

(その他)

第7条 この要綱に規定するもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成15年5月1日から施行する。
- 2 西宮洋菓子園遊会等事業補助金交付要綱(平成14年7月1日制定)は、廃止する。
- 3 この要綱は、西宮市補助金制度に関する指針に基づき、3年以内ごとに見直しを行うものとする。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。